

令和8年3月27日

北海道ニセコ町「宿泊税」の変更

北海道ニセコ町から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

変更されるニセコ町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道ニセコ町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用及びニセコ町宿泊税条例第10条の2第1項に規定する納入に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の3%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.6億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・町長が必要と認める者
徴税費用見込額	（平年度）約200万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和7年12月18日 ニセコ町議会にて条例案可決
- ・令和8年1月7日 総務大臣協議
- ・令和8年3月27日 総務大臣同意
- ・令和8年11月1日 条例施行（予定）※ただし、課税免除等の変更については令和8年4月1日施行予定。

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。